

忠岡町地域防災計画の修正案の概要

< 令和3年3月修正 >

現行計画

「忠岡町地域防災計画」は災害基本法第42条に基づき作成されている。災害対策にあたっては、『減災』の考え方を基本理念に据え、5つの基本方針で対策を講じることとしている。

基本理念

- 減災

基本方針

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

計画の構成

第1編 総則編

第2編 災害予防対策編

第3編 災害応急対策編

第4編 災害復旧・復興対策編

資料編

修正の主旨

- 熊本地震、大阪北部を震源とする地震や台風21号など度重なる災害の教訓を踏まえた修正
- 国の防災基本計画の修正、大阪府地域防災計画の修正を踏まえた修正

主な修正内容

国の防災基本計画・大阪府地域防災計画の修正を踏まえた修正

- ① 災害廃棄物等（津波堆積物を含む）処理に項目を追加
- ② 洪水リスクの開示、避難勧告等の発令基準の設定等を追加
- ③ 行政機能の維持のための代替庁舎の特定、非常時優先業務の整理等を追加
- ④ 災害情報の収集伝達と町民への情報提供の充実（L-アラート等）
- ⑤ 庁舎の被災等に備え、避難行動要支援者の名簿情報の適切管理を追加
- ⑥ 輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握を追加
- ⑦ 住民等の主体的な避難所運営への配慮、非常用電源の確保等を追加

熊本地震の教訓等を踏まえた修正

- ① 庁舎等（防災拠点）の非構造部材を含む耐震化の推進を追加
- ② 防災知識の普及啓発項目に、避難勧告の発令時にとるべき行動等を追加
- ③ 指定避難所に滞在することができない被災者に対する支援を追加
- ④ 住宅の応急確保として、借上型仮設住宅の活用を追加

度重なる災害の教訓等を踏まえた修正

- ① 自助・共助の推進に向けた住民や事業者の基本的責務を明記
- ② 帰宅困難者への支援対策の充実
- ③ 外国人に対する支援体制の整備を追加
- ④ 耐震診断や耐震改修、ブロック塀の安全対策等の促進
- ⑤ ボランティアの受け入れに中間支援組織を含めた体制構築を追加

最新の取り組みを踏まえた修正

- ① 地域特性や想定される災害を踏まえた避難場所の選定を追加
- ② 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の内容を追加
- ③ 警戒レベルを用いた避難情報の伝達と住民等がとるべき行動の明示
- ④ 「南海トラフ地震防災対策推進計画」の追加（付編2として新規記載）
- ⑤ 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成や訓練実施の記載

その他の修正

- ① 大阪府及び忠岡町の組織改編等の反映
- ② 文言表記の統一